

諮問庁：北九州市教育委員会

諮問日：令和 6 年 5 月 22 日（諮問第 181 号）

答申日：令和 7 年 1 月 24 日（答申第 181 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

本審査請求の対象となった行政文書の開示請求につき、全部不開示とした決定は妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

「令和 5 年 5 月 29 日 北九教学徒第 77 号 行政文書不開示決定通知書」の記載から、開示請求した文書は第 3 種 5 年間保存の文書であると推測される。

請求内容のうちの 2017 年度の文書は 2023 年 3 月 31 日時点で保存期間内であり、文書は廃棄されていないと考える。そのため、実施機関の開示しない理由に記載されてある「保存期間（第 3 種 5 年間）満了により廃棄したため、保有していない。」というのは間違いである。

また、北九州市教育委員会に開示請求した内容と同じ文書を他の自治体の教育委員会に開示（公開）請求したところ、北九州市教育委員会が不存在とした 2017 年度の文書が他の自治体の教育委員会から開示された。もう一度保管文書を確認し、北九州市教育委員会も同じ文書を保有しているのであれば、審査請求人（開示請求者）に対して、速やかに文書を特定して開示していただきたい。

令和 5 年 5 月 29 日北九教学徒第 77 号による審査請求人に対する行政文書不開示決定処分を取り消し、決定のやり直しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

(1) 行政文書開示請求をした請求内容は、以下のとおりである。

2015 年 4 月～2022 年 3 月末日までの「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」について

1、文部科学省から送られてきた通知・添付資料・配布資料・事前調査・事前アンケート等の全ての文書（文部科学省からのメール本文・添付ファイル含む）

2、北九州市立学校（小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学

校等)へ送った通知・添付資料・配布資料・事前調査・事前アンケート等の全ての文書(メール本文・添付ファイル含む)

- (2) 令和5年5月29日北九教学徒第77号行政文書不開示決定通知書の記載から、開示請求した文書は、第3種5年間保存の文書であると推測される。

開示請求受付日の2023年3月31日は2022年度であり、2017年度の文書は、5年間保存であれば保存期間内である。そのため、開示請求内容のうちの2017年度の文書は、2023年3月31日時点では廃棄されていないと考える。

したがって、実施機関の開示しない理由に記載されている「保存期間満了により廃棄したため、保有していない。」というのは間違いであると考ええる。

- (3) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(以下「教育機会確保法」という。)について、北九州市教育委員会あてに開示請求した内容と同じものを他の自治体の教育委員会に開示(公開)請求したところ、2017年度に文科省から各都道府県教育委員会・各指定都市教育委員会等あての通知された文書が開示された。

文部科学省から各都道府県の教育委員会などに出される通知は、同じものであると考えられ、北九州市教育委員会を外して通知が出されることは考えられない。

- (4) 他の自治体から文科省の通知文が出てきたことは、同じ文書を北九州市教育委員会が保有している可能性があることを示している。もう一度、保管されている文書の中を確認し、文書が残っていないか調べて、速やかに文書を特定し、開示してほしい。

- (5) 他の自治体から開示された文書について、他の自治体に開示(公開)請求した内容は、北九州市と全く同じものである。情報公開条例は各自治体それぞれで定められているが、情報公開制度の趣旨は同じだと考える。文科省から全国の自治体向けに出される通知について、全く同じ内容で開示(公開)請求した時に、特定される文書が異なることはないと考ええる。

- (6) 教育機会確保法の第7条にあるとおり、文部科学大臣が基本指針を策定したので、文部科学省から平成29年4月4日付28文科初第1852号によって各都道府県教育委員会等に通知が出された。

この通知は、他の複数の自治体から審査請求人(開示請求者)の開示(公開)請求内容に該当する文書として特定された文書である。基本指針を開示した自治体は情報公開制度の趣旨を理解し、請求内容に該当するものは全て開示したのだと考える。

この通知は、教育機会確保法の一部であり、開示請求内容に合致した文書であると考ええる。また、教育機会確保法の第7条の基本指針が教育機会確保法と

全く関係ないものであると考えるのには無理がある。

- (7) 公文書（行政文書）開示（公開）請求の際に、文書名を限定したもので開示（公開）請求すると、文書をできるだけ一般市民に見せたくないと考えている実施機関は「そのような名称の文書はない」と考え、不開示決定にする傾向がある。

「法律について」と開示請求書に記載していることを、北九州市教育委員会は「法律」に限定して解釈することで「文書はない」としている。開示請求者（審査請求人）の意図としては、「法律」に関連している文科省通知を対象としているので、「法律」が成立したことを通知する文書のみ限定して開示請求したものではない。

第3 処分庁の説明の要旨

1 審査請求に至る経緯

本件は、令和5年3月29日付けで、審査請求人より北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づく本件対象文書の開示請求があり、それに対し、令和5年5月29日付け北九教学徒第77号により行政文書不開示決定を行ったところ、これを不服として同年8月31日付けで本審査請求が提起されたものである。

2 原処分の理由

処分庁が弁明書及び意見聴取で主張している原処分の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 審査請求人が行った開示請求した行政文書は、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」について、
 - ① 文部科学省から送られてきた通知・添付資料・配布資料・事前調査・事前アンケート等の全ての文書（文部科学省からのメール本文・添付ファイル含む）
 - ② 北九州市立学校（小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校）へ送った通知・添付資料・配布資料・事前調査・事前アンケート等の全ての文書（メール本文・添付ファイル含む）の内容を対象としている。
- (2) 文部科学省のホームページで本内容に関する文書を確認すると、平成28年12月22日付通知（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について（通知））が該当するが、2016年度（平成28年度）の文書であり、保存年限は令和4年3月31日となることから、開示対象文書については保有も存在もしていない。
- (3) なお、審査請求人が資料として添付している「義務教育の段階における普通

教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針の策定について（通知）」は、請求内容と異なることから、開示対象文書と認識していない。

審査請求人は行政文書開示請求において、請求する行政文書の名称又は内容に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」と明記している。

そのため、文部科学省のホームページで確認した上で、開示対象となる文書を、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について（通知）」及び別添 1～5 と判断し、対象文書が存在しないことから不存在としたものである。

- (4) その後、審査請求人は、本件に関する審査請求（令和 5 年 8 月 31 日）を行い、その理由として、同様の開示請求をした他の自治体から「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針の策定について（通知）」（平成 29 年 4 月 4 日付 28 文科初第 1852 号）が開示されたことを示している。
- (5) しかし、審査請求人が示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針の策定について（通知）」は、開示請求内容である「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」について」と下線部の内容が異なることから、上記通知について開示対象文書として認識はないものである。

- 3 よって、本件処分は正当であるから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

第 4 審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議を行った。

- ① 令和 6 年 5 月 22 日 諮問の受付
- ② 令和 6 年 7 月 31 日 審議
- ③ 令和 6 年 10 月 16 日 処分庁からの意見聴取、審議
- ④ 令和 6 年 11 月 26 日 審査請求人からの意見聴取、審議
- ⑤ 令和 6 年 12 月 24 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求の対象となった本件対象文書の不開示決定について、審査請求人及び処分庁の主張を具体的に検討した結果、以下のとおり、判断する。

- 1 原処分に係る法令等の定めについて

(1) 教育委員会の文書の取扱いについて

教育委員会の文書の取扱いについては、北九州市教育委員会文書規程（昭和 47 年教育委員会訓令第 1 号）第 3 条に「(前略) 委員会事務局の文書等の取扱いについては、北九州市文書管理規則（平成 14 年北九州市規則第 26 号）の規定の例による」と規定され、教育委員会事務局の文書の取扱いは、北九州市文書管理規則と同じ取扱いをすることとされている。

(2) 文書の保存期間等について

北九州市文書管理規則第 29 条第 1 項に「文書等の保存種別、保存期間及び保存期間の基準は、別表のとおりとする」と規定され、保存期間については、その別表において「照会、回答、通知、報告等に関するもので重要なもの」は「5 年間」、「照会、回答、通知、報告等に関するもの（重要及び軽易なものを除く。）」は「3 年間」、「照会、回答、通知、報告等に関するもので軽易なもの」は「1 年間」とされている。

(3) 保存文書の廃棄について

北九州市文書管理規則第 41 条第 1 項に「文書主管課長は、保存期間が満了した保存文書を速やかに廃棄しなければならない」と規定されている。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」に関する文部科学省から送られてきた通知等全ての文書及び北九州市立学校へ送った通知の全ての文書のうち、2015 年（平成 27 年）4 月～2022 年（令和 4 年）3 月末日までのものである。

本件対象文書の保存種別が第 3 種、保存期間が 5 年であることは処分庁及び審査請求人に争いはないが、審査請求人は、本件対象文書に、平成 29 年 4 月 4 日付けの文部科学省通知である「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針の策定について（通知）」が含まれておらず、平成 29 年度の文書は保存種別が第 3 種、保存期間が 5 年間であれば、令和 5 年 3 月 31 日までが保存期間になることから、開示されるべきであると主張している。

当審査会において、平成 29 年 4 月 4 日付けの文部科学省通知を見分したところ、当該通知は保存期間内の文書ではあるが、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の施行に伴い、同法第 7 条に規定する「基本的な指針」を定める旨の通知であった。

今回の開示請求は、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」に関するものであり、当該通知が本件対象文書に含まれるかどうかであるが、行政文書の特定については、開示請求書の記載によって開示

請求に係る文書が特定されていると認められる場合には、行政機関の長は開示請求書の記載によって特定された文書を開示すれば足りると解するのが相当である。

そのため、今回、処分庁が開示請求書には、「基本的な指針」に関する記載がないこと等から、今回の対象文書の特定に関し、違法又は不当な処分であるとまではいえない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の前記判断を左右するものではない。

4 まとめ

以上のことから、本件処分に違法又は不当な点は見受けられず、本審査請求にはその理由がないため、前記第 1 のとおり判断する。

北九州市情報公開審査会

会長	阿 野 寛 之
委員	神 陽 子
委員	熊 谷 美佐子
委員	仲 野 宏 子
委員	中 村 智 美